

立川市の教育に関する大綱

令和 7 (2025) 年度 — 令和 11 (2029) 年度

多彩な個性が織りなす 立川シンフォニー



令和 7 (2025) 年 6 月
立川市

教育に関する大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成27年4月1日に施行され、改正法第1条の3により、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされています。

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しています。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政と密接な連携が必要となっています。

これらを踏まえ、この法改正により、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることで、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

2 立川市第5次長期総合計画について

本市は、令和7年3月に「立川市第5次長期総合計画」を策定しました。長期総合計画は「基本構想」と「基本計画」で構成される計画の総称で、本市における最上位の計画となります。計画期間は令和7年度から16年度までの10年間です。

「基本構想」では、本市がめざすまちづくりの「未来ビジョン」や未来ビジョンの根底に流れる基本理念を示しています。第5次基本構想においては、本市の未来ビジョンを「魅力^{みりよくさ}咲きほこり つどい^{はな}華やぐまち 立川^{たちかわ} ～新風^{しんふう}を吹き込み 美風^{みふう}を守る～」と決めました。また、本市のこの未来ビジョンを実現するため、「政策方針」として、子ども・子育て、教育、市民のくらし、文化・スポーツなど、13分野に分け、政策の目的と10年間の取組方針を示しています。

「基本計画」では、「未来ビジョン」を具現化するため、施策の基本方針、施策の体系、方向性を示しているほか、各施策の目標値などを設定しています。

立川市第5次長期総合計画

基本構想

未来ビジョン …立川市がめざす 10 年後のまちの姿です。

魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川
～新風を吹き込み 美風を守る～

まちづくりコンセプト …未来ビジョン実現に向けて3つの視点から
コンセプトを定め、まちづくりの方向性を示します。

Concept 1 暮らしに安全と
やすらぎを

Concept 2 人もまちも
挑戦し続ける

Concept 3 連携と改革により
時代を切り拓く

政策方針 …未来ビジョンを実現するため、分野ごとに政策の目的と 10 年間の
取組方針を示します。

子ども・子育て	教育	保健・医療	社会福祉
環境	都市づくり	産業まちづくり	市民の暮らし
危機管理	文化・スポーツ	総合戦略	行政運営
収益事業			

基本計画

基本構想に定められた「未来ビジョン」を具現化するための施策の基本方針について記載します。施策の体系や方向性、基本事業を示した上で、各施策の目標値を設定し、市民や行政の役割などについて明記します。

個別計画

前期基本計画における各施策や基本事業を推進するために、より具体的な取組内容等を補完する実施計画です。

3 立川市の教育に関する大綱の策定の考え方

立川市第5次長期総合計画は、めざすまちの実現に向けた市政運営全般にかかる指針であり、教育に関する大綱に記載すべきとされている「子ども」「学校教育」「生涯学習」「スポーツ」「文化芸術」「多文化共生」などの分野にかかる方針も含まれています。

一方、教育に関する大綱は、改正法上「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関するその目標や施策の根本となる方針を定めるもの」とされており、詳細な施策について策定することまでを求められているものではありません。

また、改正法への対応にあたり、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その目標や施策の根本となる方針部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないとされています。

これらを踏まえ、本市における教育に関する大綱については、新たに目標などを定めるのではなく、立川市第5次長期総合計画の基本構想及び立川市前期基本計画に示す政策・施策のうち、「子ども」「学校教育」「生涯学習」「スポーツ」「文化芸術」「多文化共生」に関わる項目を大綱とすることを総合教育会議において確認しました。

なお、大綱の期間につきましては、「前期基本計画」の計画期間である令和7年度から11年度までとします。

4 立川市の教育に関する大綱

立川市第5次長期総合計画の基本構想及び立川市前期基本計画に示す政策・施策のうち、「子ども」「学校教育」「生涯学習」「スポーツ」「文化芸術」「多文化共生」に関わる項目は、次のとおりです。

立川市第5次長期総合計画（令和7年度～令和16年度）

立川市第5次基本構想（令和7年度～令和16年度）

[未来ビジョン] 魅力咲きほこり つどい華やぐまち 立川 ～新風を吹き込み 美風を守る～

立川市前期基本計画（令和7年度～令和11年度）

政策： 子ども・子育て / 教育 / 市民の暮らし / 文化・スポーツ

施策1	子ども・子育て政策の推進	施策9	学校給食の提供と食育の充実
施策2	子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援	施策10	教育行政の推進
施策3	途切れのない成長・発達支援	施策34	市民活動と地域社会・多文化共生の推進
施策4	子どもの居場所づくりと育ちの推進	施策43	文化芸術の振興
施策5	未就学児の子育てと仕事の両立支援	施策44	生涯学習社会の実現
施策6	学校教育の充実	施策45	図書館サービスの展開
施策7	特別支援教育の推進	施策46	立川のまち・くらしの記録
施策8	学校教育環境の充実	施策47	スポーツの推進

立川市の教育に関する大綱

— 多彩な個性が織りなす 立川シンフォニー —

メッセージに込めた想い

— 多彩な個性が織りなす 立川シンフォニー —

市民一人ひとりが、幸せや生きがいを感じ、年齢問わず成長できる
自ら歩を進めながら、異なる他者の歩みを認め、互いに助け合い、高め合う
そして、誰一人取り残さない
こうした共に生きるそれぞれの歩みの足音が、希望に満ちた未来へのエネルギーとなり
誰もが豊かさを感じられる社会へ導く

このメッセージには、このような社会を実現していくという決意が込められています。



子ども・子育て

安心して子育てができ、子どもたちが
のびのびと成長できる環境を整えます

子どもの権利を尊重し、社会参加や意見反映の機会の充実に取り組みます。子どもたちが希望を持って健やかに育っていけるよう、すべての子どもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めるなど、子どもの目線に立った政策を推進します。また、すべての妊産婦、子育て家庭を途切れなく支援し、まち全体で、安心して子育てができる環境を整えます。

施策 **子ども・子育て政策の推進**

1

子どもの権利や意見を尊重し、まち全体で子ども・子育て世帯を支える意識の醸成に取り組みます。

施策 **子どもや子育て家庭への一体的な相談・支援**

2

すべての子ども、子育て家庭、妊産婦の安定した生活を支え、安心できる子育て環境を提供します。

施策 **途切れのない成長・発達支援**

3

心身の発達に支援や配慮が必要な子どもが、地域で安心してすごすことができる途切れのない成長・発達支援を行います。

施策 **子どもの居場所づくりと育ちの推進**

4

子どもが主体的に居場所を選び、様々な体験やつながりを通して生きる力を伸ばす環境を整え、健やかな成長を地域全体で見守る活動を支援します。

施策 **未就学児の子育てと仕事の両立支援**

5

未就学の子どもの健やかな育ちと仕事の両立を支援します。

教 育

子どもたちの生きる力を育む学校教育を推進します

子どもたちの生きる力の基盤として、基礎的・基本的な学力と健やかな体を育むとともに、豊かな心を持ち、主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を培う学校教育を推進します。また、自らの個性や能力を伸ばし、一人ひとりにあった個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るとともに、誰一人取り残さず、家庭・地域とともに歩む学校づくりを進めます。



施策 学校教育の充実

6

児童・生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成することで、子ども一人ひとりの個性や能力を伸ばすとともに、学校・家庭・地域の連携により、学校教育の充実を図ります。

施策 特別支援教育の推進

7

障害の有無にかかわらず、自己肯定感や自信を持って、いずれの学びの場においても安全に楽しく学校生活を送ることを支援します。

施策 学校教育環境の充実

8

児童・生徒が充実した学校生活が送れるよう、教育環境を整備します。

施策 学校給食の提供と食育の充実

9

安全・安心な栄養バランスのとれた給食の提供を行い、児童・生徒の健康増進に取り組むとともに、給食を活用し、小中学校における食育の充実を支援します。

施策 教育行政の推進

10

子どもを取り巻く学びの環境が変化するなかで、総合的な教育行政の政策を立案し、社会の変化に対応した効果的な教育施策を推進します。

市民の暮らし

市民の暮らしをサポートするとともに、やさしさにあふれる社会を形成します



市民協働を推進するとともに、地域での交流を深めることにより、住み良い地域コミュニティを形成していきます。また、市民に寄り添い、日々の暮らしをサポートしつつ、市民のライフスタイルの変化にあわせた利便性の高い行政サービスを目指します。

施策 **市民活動と地域社会・多文化共生の推進**

34

多様な主体と連携・協働し、住みよい地域づくりに取り組みます。



文化・スポーツ

文化や学び、スポーツの機会を充実
させ、まちの魅力を高めます

市民の文化芸術活動やスポーツ、生涯学習など、地域に根ざした活動や幅広い学びを支援するとともに官民連携による文化芸術活動やプロスポーツ団体等との連携を推進し、文化の香り高いまちづくりを進めます。地域の伝統的文化については、先人の英知が生かされた本市の魅力として後世に引き継いでいきます。



施策 文化芸術の振興

43 だれもが身近に文化芸術に触れることができる、多様な文化芸術活動を支援します。

施策 生涯学習社会の実現

44 生涯にわたり自分の意志で学ぶことができるよう、必要な場所や情報を提供し、地域において学び合いのネットワークを築きます。

施策 図書館サービスの展開

45 読書や学びの場を確保し、必要な資料や情報を提供することで、市民の豊かな心の育成や課題解決の支援に取り組みます。

施策 立川のまち・くらしの記録

46 まち・くらしの記録の整理により、まちの歴史や出来事を後世に継承します。

施策 スポーツの推進

47 「する」「みる」「ささえる」を誰もが楽しみながら実践し、新たな価値につながるスポーツを推進します。

(各施策に関連する個別計画)

政策	施策	個別計画
子ども・子育て	子ども・子育て政策の推進	第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン
	途切れのない成長・発達支援	立川市第3次発達支援計画
教育	特別支援教育の推進	立川市第4次特別支援教育実施計画
	教育行政の推進	立川市第4次学校教育振興基本計画
市民のくらし	市民活動と地域社会・多文化共生の推進	立川市第5次多文化共生推進プラン
文化・スポーツ	文化芸術の振興	立川市第5次文化振興計画
	生涯学習社会の実現	立川市第7次生涯学習推進計画
	図書館サービスの展開	立川市第4次図書館基本計画
		立川市第5次子ども読書活動推進計画
	スポーツの推進	立川市第3次スポーツ推進計画

立川市の教育に関する大綱

令和7年6月

立川市 市長公室 改革推進課

〒190-8666

立川市泉町 1156-9

電話：042-523-2111（代表）

